

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 本会は、広域避難者支援連絡会 in 東京（以下「連絡会」という。）という。

### (事務所)

第 2 条 連絡会は、事務所を東京都新宿区神楽河岸 1－1 セントラルプラザ 10 階東京ボランティア・市民活動センター内に置く。

### (目的)

第 3 条 連絡会は、東日本大震災による都内への避難者（以下、避難者）が少しでも安心した生活を送れるよう、都内の支援団体及び避難当事者団体を対象とした交流の場づくりや地域でのネットワークづくり等を行うことで、避難者を支援することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 支援団体及び避難当事者団体のネットワークづくりに関すること
- 二 支援団体及び避難当事者団体への情報提供に関すること
- 三 避難当事者団体が企画するプログラムへの協力に関すること
- 四 その他、連絡会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会員

### (連絡会の会員)

第 5 条 連絡会に会員を置く。

2 会員になろうとするものは、入会を申し込み、定例会にて承認を受ける。

3 会員は以下の条件を全て備えている必要がある。

- 一 会の規約があり、代表者をおく団体であること
- 二 電話および電子メールで連絡がとれること
- 三 東日本大震災の広域避難者支援を行っていること
- 四 連絡会の担当者を一人以上決めることができること
- 五 定例会に参加できること
- 六 当会の趣旨に賛同できること

4 次のいずれかに該当する団体は会員になれない。

- 一 入会の目的が、特定の宗教の布教を主たる目的とする団体
- 二 入会の目的が、特定の政党、候補者、政治思想を支持し、選挙、資金集めを主たる目的とする団体

### (退会)

第 6 条 退会は会員の自由とし、連絡会の代表が定例会において報告する。

## 第 3 章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 連絡会に次の役員を置く。

- 一 代表 1名
- 二 副代表 1名以上
- 三 監事 1名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 代表、副代表及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 代表は、会務を総理し、連絡会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 連絡会の業務執行及び会計の状況を監査すること
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第10条 代表は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員の仕事)

第11条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 総会

(総会の開催)

第12条 連絡会は、総会を毎年度1回以上開催する。

(総会の招集)

第13条 総会の招集は、代表が行なう。ただし、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、審議事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 総会において、会員は1団体1議決権を有する。

3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委任による参加も、総会への出席として認める。その場合、前日までに委任状を提出しな

ればならない。

- 5 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 6 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 7 オブザーバーは、必要に応じて総会に出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。  
ただし議決権はない。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び予算の設定に関すること
- 二 年度事業報告及び決算に関すること
- 三 規約の変更に関すること
- 四 その他連絡会の運営に関する重要な事項

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第16条 役員会は正副代表者により構成される。

(役員会の権能)

第17条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決定することができる。

- 一 事業の実施に関すること
- 二 その他連絡会の運営に関する事項

## 第6章 定例会

(定例会の開催)

第18条 定例会は、第4条に規定する事業を推進することを目的として開催する。

- 2 定例会の出席者は会員及びオブザーバーとし、これら以外に、事業の推進上、代表が必要と認められた者を出席させることができる。
- 3 オブザーバーとして出席できる者は次の通りとする。
  - 一 東日本大震災による避難当事者団体
  - 二 避難者支援団体
  - 三 行政機関
  - 四 その他

## 第7章 会計

(事業年度)

第19条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第20条 連絡会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 助成金及び支援金
- 二 その他

(監査等)

第 21 条 代表は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の前までに監事に提出して、その監査を受ける。

一 年度事業報告書

二 決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表はその監査報告書を総会に提出する。

(会計担当)

第 22 条 本会に会計担当を置く。

2 会計担当は、会員の中から定例会において選任する。

3 会計担当は、助成金及び支援金等の収納、保管ならびに支出等の会計業務を行う。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 23 条 事務局は、東京ボランティア・市民活動センターが受け持つ。

### 附 則

1 この規約は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

2 この改正規約は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。